

広島市安佐南区祇園町所在

九郎杖遺跡 権地遺跡 発掘調査報告

1984.3

広島市教育委員会

はしがき

太田川の三角洲に発達した広島市は、人口の集中に伴って市街地が拡大するとともに、周辺部に人口の増加する地域が見られます。九郎杖遺跡、権地遺跡は、この人口が増加している地域の一つである祇園町の一角に発見されたものです。

今般、学校建設に伴って、上記遺跡の記録保存を行うために発掘調査を行いました。その結果、豊富な鉄製品を副葬する古墳、県内でも数少ない石帶などが見つかり、当時の郷土の様子を知る上で貴重な資料を得ることができました。

この報告書が、市民の方々の歴史研究や郷土理解を深めていただく上で、ご活用いただければ幸いです。

おわりに、この調査にあたり、ご指導をたまわりました諸先生および炎天下発掘調査に従事して下さった方々、並びに整理作業に従事して下さった方々に厚くお礼を申しあげます。

昭和59年3月

広島市教育長 藤井 尚

例　　言

1. 本書は、広島市祇園町に於ける、長東西小学校、長束中学校建設工事に係る、九郎杖遺跡、権地遺跡の発掘調査報告である。
2. 調査は、広島市教育委員会事務局施設部施設課の依頼により、社会教育部社会教育課が実施した。
3. 本書の執筆は、九郎杖遺跡の,(1),(2),(3)を平元一人が、他を桧垣栄次が執筆し、桧垣が編集した。
4. 遺物の整理、科学分析は、保存科学研究会に委託し、実測、トレイス、遺物写真撮影は、桧垣が行った。
5. 本書掲載の航空写真は、はにわ会会員井手三千男氏より提供をうけた。
6. 第1図に使用した地図は、国土地理院発行の25,000分の1の地形図を複製したものである。

目 次

1.はじめに.....	1
2.位置と環境.....	2
3.九郎杖遺跡	
(1) 調査の概要.....	5
(2) 検出の遺構.....	6
(3) 検出の遺物.....	7
(4) まとめ.....	10
4.権地遺跡	
(1) 調査の概要.....	12
(2) 検出の遺構.....	13
(3) 検出の遺物.....	21
(4) まとめ.....	29

挿図目次

第1図 遺跡周辺地形図.....	2	第12図 権地古墳遺構配置図.....	17
第2図 遺跡周辺地形図.....	3	第13図 権地古墳A主体実測図.....	18
第3図 九郎杖遺跡遺構配置図.....	5	第14図 権地古墳B主体実測図.....	20
第4図 九郎杖遺跡住居跡実測図.....折り込み		第15図 権地古墳B主体遺物出土状態実測図.....	21
第5図 九郎杖遺跡住居跡状遺構 及び土壤実測図.....	8	第16図 権地遺跡調査区出土遺物実測図.....	22
第6図 九郎杖遺跡出土土器実測図.....	9	第17図 権地古墓出土土器実測図.....	24
第7図 九郎杖遺跡出土砥石実測図.....	10	第18図 権地古墓出土石帶実測図.....	25
第8図 権地遺跡遺構配置図.....	12	第19図 権地古墳出土鐵鎌実測図.....	26
第9図 権地遺跡第1区遺構配置図.....	14	第20図 権地古墳出土鐵器実測図.....	27
第10図 権地古墓実測図.....	15	第21図 権地古墳出土鐵刀実測.....	28
第11図 権地古墓遺物出土状態実測図.....	16	第22図 権地古墳出土砥石実測.....	28

付表目次

付表1 石帶計測表.....	25	付表2 鐵鎌計測表.....	26
----------------	----	----------------	----

図版目次

- 卷頭 椿地古墓出土石帶
- 図版1. 遺跡全景〔調査中〕
- 図版2. 九郎杖遺跡住居跡（北より）
- 図版3. a. 九郎杖遺跡住居跡（西より）
b. 同上 （東より）
- 図版4. a. 九郎杖遺跡住居跡遺物出土状態
（北より）
b. 同上 （北より）
- 図版5. a. 九郎杖遺跡住居跡状遺構及び土壙
（南より）
b. 同上 （北より）
- 図版6. a. 権地古墓全景 （南西より）
b. 同上 （南東より）
- 図版7. a. 権地古墓遺物出土状態（北より）
b. 同上 （北より）
- 図版8. a. 権地古墓遺物出土状態（南より）
b. 権地声墓群出土状態（南東より）
- 図版9. a. 権地古墳A主体 （北より）
b. 同上 （東より）
- 図版10. a. 権地古墳B主体 （南より）
b. 同上 （北より）
- 図版11. a. 権地古墳B主体 （東より）
b. 同上 （西より）
- 図版12. a. 権地古墳B主体（西より）
b. 同上 （南より）
- 図版13. a. 権地古墳B主体蓋石除去後（北より）
b. 同上 （西より）
- 図版14. a. 権地古墳B主体遺物出土状態
（西より）
b. 同上 南側（南東より）
- 図版15. a. 権地古墳B主体遺物出土状態
北側（北より）
b. 同上 南側（南より）
- 図版16. a. 権地古墳B主体棺内遺物出土状態
（北より）
b. 同上 （南より）
- 図版17. a. 権地古墳B主体掘り方（西より）
b. 同上 （北より）
- 図版18. a. 九郎杖遺跡住居跡出土遺物
b. 九郎杖遺跡出土遺物
- 図版19. 権地遺跡調査区内出土遺物
- 図版20. 権地古墓出土土器
- 図版21. 権地古墳B主体出土遺物(1)
- 図版22. 権地古墳B主体出土遺物(2)

1. はじめに

広島市教育委員会社会教育課は、同用地課長より1昭和53年6月1日付けで、祇園第六小学校（仮称）、祇園第三中学校（仮称）、建設予定地内における文化財の有無について照会をうけた。これをうけて社会教育課職員による予定地内の分布調査を実施したところ、地形状態周辺の文化財の分布状況から、埋蔵文化財の存在が予想された。この旨を担当課である用地課に対し回答した。これに対し昭和56年度に、同課より口頭による試掘調査の依頼があったため、当課職員によって予定地内の試験調査を実施した。その結果権地遺跡、九郎杖遺跡を確認した。この結果を基に用地課及び施設課と保存について協議を重ねたが、現状保存は困難であり、記録保存もやむなしとの結論に達した。

調査は、昭和57年4月より発掘調査の準備にかかり、6月4日より現地調査を開始し、11月4日に終了した。

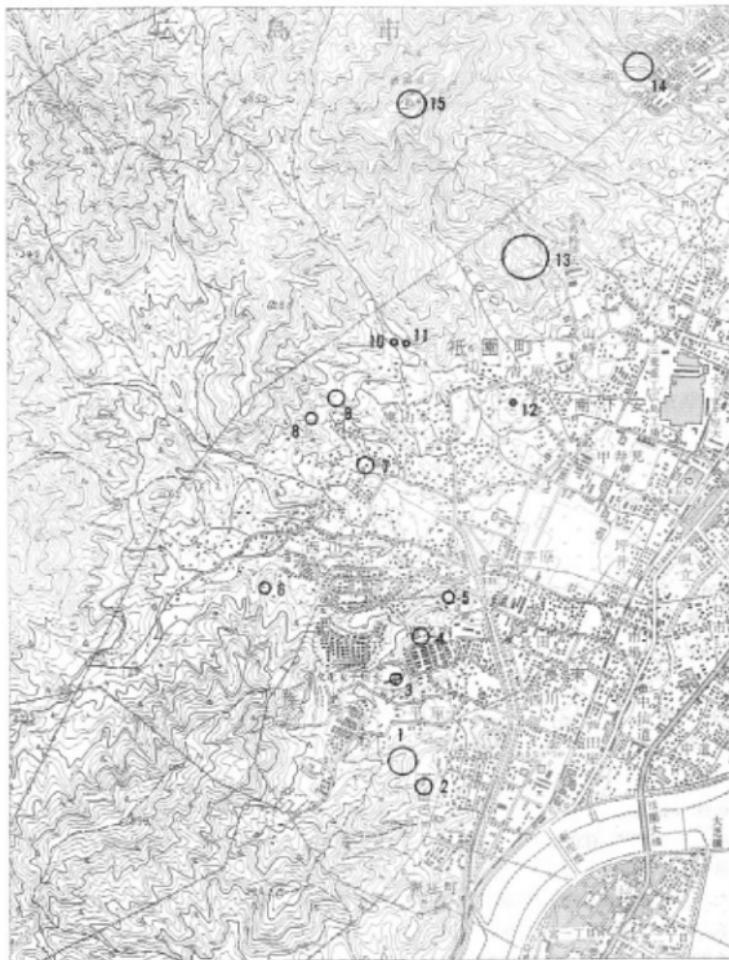
調査の関係者は下記のとおりである。

調査依頼課	広島市教育委員会施設部施設課		
調査担当課	社会教育部社会教育課文化財係		
調査関係者	森 脇 昭 之（社会教育部長）		
	川 崎 良 馬（ タ ）	課長、現広島市総務局総務部人事課長	
	佐 藤 普 門（ タ ）	主監	
	木 原 亮（ タ ）	課長補佐兼文化財係長	
	石 田 彰 紀（ タ ）	文化財係主事	
	幸 田 淳（ タ ）	タ ）	
	池 本 公 二（ タ ）	タ ）	
	中 村 真 哉（ タ ）	タ ）	
	橋 本 義 和（ タ ）	タ ）	
	阿 部 滋（ タ ）	タ ）	
調査者	桧 垣 栄 次（ タ ）	タ ）	調査担当
	平 元 一 人（ タ ）	タ ）	タ 、現広島市祇園公民館主事)

調査補助員（順不同） 川本清一、河野悟、倉前敏磨、谷田美寿枝、山下初代、義祖エミ、山本克己、森田信枝、河合五十鈴、橋本礼子、三浦君子、織田恵子、中藤喜代子、住川幸惠、岡原節子、上林陽子、住川香代子、土井勝子、住川努、井手下強史、瀬垣正義、平連高通、香川二郎、伊藤小夜子、笠岡弘子、笠岡博、藤本政一、河田キミエ

また、施設部用地課、施設課の職員、祇園公民館館長下原俊之氏をはじめ職員の万々、可部郷土史会三野丈一氏、はにわ会会員井手三千男氏のほか多くの方々に調査を円滑にすすめるにあたって多大な御配慮、御援助を頂いた。さらに報告書作成にあたっては、広島大学文学部考古学研究室潮見浩教授、川越哲志助教授、河瀬正利講師、古瀬清秀助手、国立奈良文化財研究所飛鳥藤原京発掘調査部佐藤興治氏、奈良県立橿原考古学研究所亀田博氏から御教示を得た。ここに記して謝意を表わしたい。

2. 位置と環境（第1図）



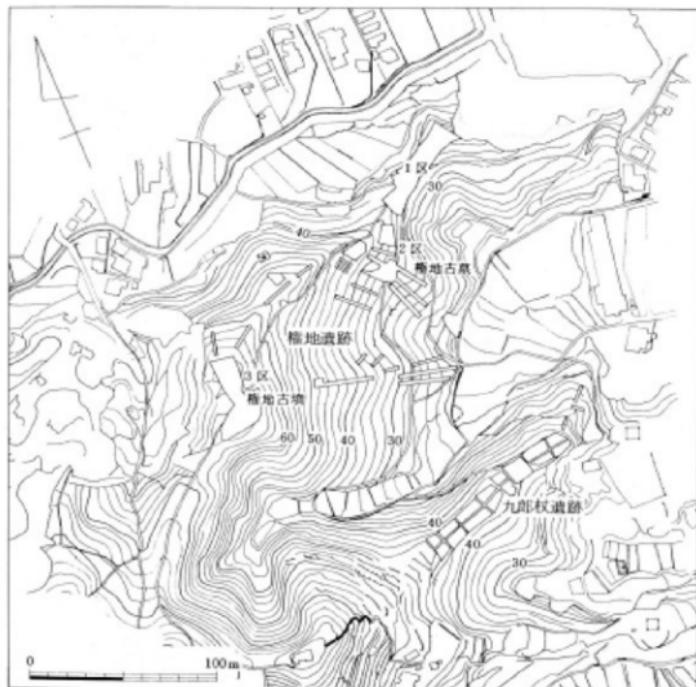
1. 椿地遺跡
2. 九郎杖遺跡
3. 文化女子短大グランド遺跡
4. 池之内古墳群
5. 長束修練院裏遺跡
6. 空長古墳群
7. 光見寺跡
8. 東山本寺山遺跡
9. 清円寺古墳群
10. 上細古墳
11. 部谷山古墳
12. 三王原古墳
13. 広島経済大学構内遺跡群
14. 大町矢ヶ谷遺跡
15. 銀山城跡（県史跡）

第1図 遺跡周辺地形図（1/25,000）

本遺跡群は、広島市安佐南区祇園町大字平原字権地及び九郎杖に所在する。広島市旧市街地の北側に隣接する祇園町の西側に屏風状にそびえる山塊から、東側に向けて派生した丘陵尾根先端部に位置している。本遺跡群からは、太田川によって形成された沖積地が眼下に展開し、良好な位置に立地している。

本遺跡群の所在する祇園町は、広島市旧市街地の北側に隣接しており、市の中心地に近いところがら、ベッドタウンとして発展した地域である。とくに、広島市と合併した昭和47年以後急速に開発が進んでいる地域であり平野部はほぼ宅地化が終了し、近年は丘陵部の開発に移りつつある。このため埋蔵文化財の発掘調査例が増加する傾向にある。現在のところ、確認された埋蔵文化財は多い地域とは言えないが、地形の状態から、さらに未発見の埋蔵文化財が増加することが考えられよう。

本遺跡群の周辺で確認された遺跡の内最も古く位置づけられるのは、弥生時代後期である。この時期の
(注1) (注2)
遺跡には、今回調査を行った九郎杖遺跡、長束修練院裏遺跡、淨円寺西遺跡、長う子遺跡、芳カ谷遺跡、大
(注3) (注4)
谷遺跡、大町矢カ谷遺跡があげられる。これらの遺跡の内、長束修練院裏遺跡、淨円寺西遺跡を除いて調査が行われ、その内容があきらかになっている。その結果、從来弥生時代の集落の資料については、太田川東



第2図 遺 跡 周 辺 地 形 図

(注5)

岸高陽町域に偏した傾向があったが、西岸地域についても資料が蓄積されつつあり、太田川下流域の弥生時代の集落のあり方があきらかになりつつあるといえよう。さらに近年の調査では、従来考えにくい高所にも集落が発見されており、太田川東岸とは異なる様相もうかがうことができる。

古墳時代に至っても、遺跡の数は増加しない。しかも確認されているのは古墳のみで、集落は確認されていない。このことは弥生時代の集落が丘陵上から発見されることと対照的な様相を示しており、集落の立地に変化があったことがうかがわれる。この変化の原因、立地地点の確認、集落の構成等については、将来に残された課題であろう。確認された古墳は、今回調査を行った権地古墳、文化女子短大グラント遺跡、池の内古墳群^(注6)、空長古墳、浄円寺古墳群、部谷山古墳、上組古墳、三王原古墳(消滅)、芳ヶ谷1、3号古墳^(注7)、尾首古墳^(注8)があげられる。これらの古墳は部谷山古墳上組古墳を除いて前半期の古墳と考えられている。このことは、前半期の古墳が比較的集中しているが、後半期に至って減少しているといえ、前半期から後半期にかけてこの地域に大きな変化があったことをうかがわせる。しかし、この時期の集落が未発見である現時点においては、その変遷を明らかにすることはできない。将来、社会的環境と自然的環境の両面から追求しなければならない課題として残されているといえよう。

歴史時代に入ると、遺跡数が減少し、今回調査を行った権地古墓、光見寺跡があげられるのみである。こ

(注9)

の他、すでに宅地化して消滅しているがこの地域には条里制の区割りが指摘されている。文献面からも、史料的には少なく、不明の点が多く残されている。文献では「和名抄」に登場する伊福郷、桑原郷が、この地域にあたると考えられているが、現時点では実態の把握は困難であり、将来の考古史料の蓄積をまたねばならない。

(注1～3) 昭和58年度、広島市教育委員会によって発掘調査実施。弥生時代～中世にかけての多くの遺構、遺物が検出されている。

(注4) 昭和55年発掘調査済み。弥生時代後期の集落と墳墓群が確認されている。未報告

(注5) 高場ニュータウンをはじめとする大規模な住宅団地造成に伴って、多くの遺跡が調査されている。

(注6) 広島市教育委員会「広島市の文化財第13集空長古墳群発掘調査報告書」1978年3月

(注7) 同上

(注8) 昭和58年度、広島市教育委員会によって発掘調査実施

(注9) 昭和57年度、広島県教育委員会によって発掘調査実施。未報告

(注10) 広島市役所編「新修広島市史 第一巻総説編」昭和36年2月28日

広島県編「広島県史 原始古代通史Ⅰ」昭和55年2月29日

参考文献

「祇園町史」

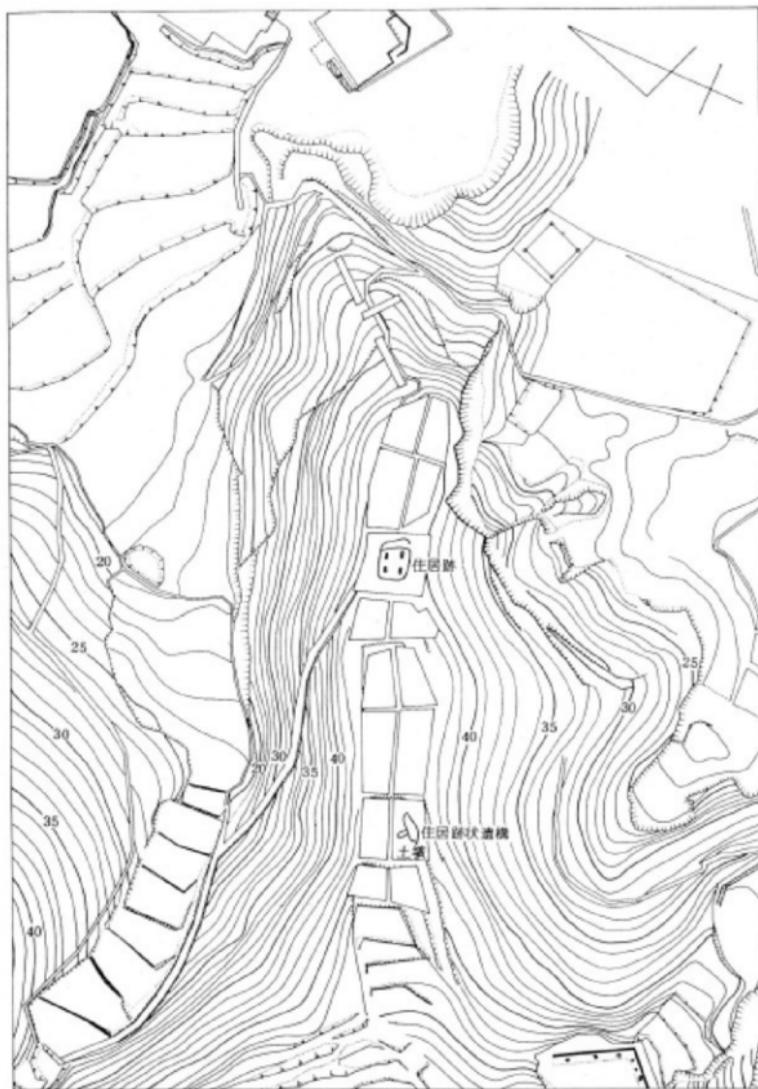
「広島県史」考古編、原始古代編

「新修広島市史」第1巻 総説編

3. 九郎杖遺跡

(1) 調査の概要.....	5
(2) 検出の遺構.....	6
(3) 検出の遺物.....	7
(4) まとめ.....	10

(1) 調査の概要（第3図）



第3図 九郎杖遺跡遺構配置図

本遺跡の存在する丘陵は、東方向へほぼ一直線状に延びており、この尾根上が平坦となっており、過去において畠として利用した痕跡が見られた。試掘調査では、竪穴式住居の存在が確認されていた。この結果に基づいて尾根中心部から南北に分割しさらに各区に9区の調査区を設定し、斜面には地形状態に合わせて3ヶ所にトレーニングを設定して調査を行い最終的に完掘を行った。調査の結果、竪穴式住居跡1、住居跡状遺構1、土壌1が確認された。

(2) 検出の遺構

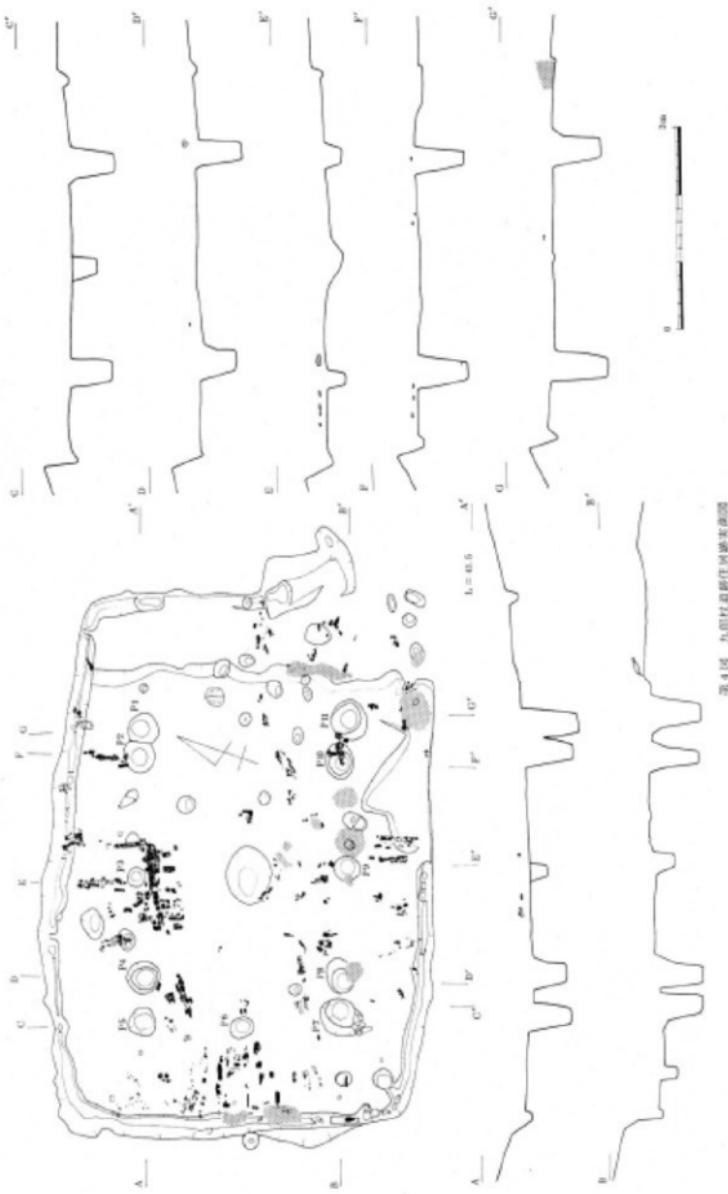
竪穴式住居跡（第4図）

本住居跡は、尾根先端近くのわずかに鞍部となるあたりで検出した。住居跡の規模は、東西約8.0m、南北は推定6.2mを測る。平面プランは、ほぼ方形に近い隅丸方形を呈している。壁貫は、西側において最高60cmを測る。柱穴と考えられるピットが床面より11カ所検出され、北東より逆時計まわりにP1～P11とした。P1、P2、P4、P5、P7、P8、P10、P11は、主柱穴と考えられ、上縁径42cm～68cm、深さ48cm～88cmを測る。P3、P6、P9は、その規模から主柱穴と考えにくく、副柱穴と考えられ、上縁径27cm～42cm、深さ27cm～42cmを測る。主柱穴は、東西方向に、その配置と柱穴間の距離から考えて、P2、P4、P8、P10のグループと、P1、P5、P7、P11のグループに分けることができる。このことから、本住居は、少なくとも1回の建て替えが行われたものと考えられる。副柱穴と考えられるP3、P6、P9は後者の柱穴間の距離を等分する位置にあるために、後者のグループの柱穴に属するものと考えられる。なお、副柱穴の見出せない東側は、入口としたことが推定できよう。

東側は、約1.0mの距離をおいて平行する2重の掘り方が検出され、その間の床面は他の床面と比して、北半部は約20cm程高くなっている、南部は緩やかに傾斜している。さらに壁溝は、掘り方が検出できなかつた南東側を除いて巡らされ、上縁部幅20cm～30cmを測り、北側で内側の掘り方を切って続いている。従つて、外側の掘り方が新しいことが考えられよう。掘り方と柱穴の関係は、その位置関係から、P2、P4、P8、P10が内側の掘り方に属し、P1、P5、P7、P11が外側の掘り方に属すると考えられる。この場合掘り方と柱穴の位置関係から、掘り方は、南北はそのままとし、東西方向に約1mほど拡張して建て替えたことが推定される。しかし、西側では、古い掘り方の痕跡が認められなかったため、明確にすることはできなかった。

床面中央から炉跡と考えられる浅い土壌が検出された。東西方向にやや長い長円形を呈し、上縁径70cm～90cm、深さ15cm～23cmを測る。埋土内には、灰と炭化物を多量に含んでいたが、焼土面は見られなかつた。

本住居内からは、炭化材、焼土塊、焼土面が各所で検出された。炭化材は、ほぼ床面全体から検出されたが、特に西北部に多く分布して検出されているが、総量としては、一戸分としては少ないようであり、全焼には至らなかつたことが考えられよう。床面から検出した焼土塊、焼土面は、ほぼ南半部に限られる。西壁沿いに見られる焼土塊は、表面によく焼けた小塊を含んでいる。この小塊は、壁寄りの高まりや床面寄りの一部で検出された。これは、壁溝上にめぐらせた土留めのための施設と、地山の間に入れた土が施設とともに焼けて、一部が床面へ流れ込んだものと考えられる。次に、内側の掘り方に沿つて見られる焼土塊は、表面が固くほぼ平坦に検出され、高い床面の炭化材はこれよりわずかに高く検出された。さらに、南側で見られる焼土塊は、北西側は平坦であつて、南東側はわずかに高く検出された。この部分は、掘り方との関係から考えて、内側の掘り方が延びてくる位置と一致しているため、内側の掘り方の南東コーナーとなる可能性



第4回 九郎竹道師注解実事記

が考えられよう。

遺物は、床面より、少量の土器と砥石河原石が出土した。土器は少量ではあるが完形品の鉢形土器を2点含んでいた。砥石は、3点出土したが、火災による火を強くうけ剥離したものが見られた。床面東側から出土した表面が平坦な河原石は、作業台として使用したと考えられる。

住居跡状遺構（第5図）

本遺構は、堅穴式住居跡より約40m西の尾根上平坦部より斜面に寄った部分から検出した。掘り方は、地山を等高線にはほぼ平行するように掘り込んでおり、その平面形は先端に向かって「コの字」に開くような形状を呈し、壁は最高で約30cmを測る。この掘り方の下端に接して、3ヶ所から浅い溝が検出され、幅15cm～25cm、深さ2cm～5cmを測る。この浅い溝の南側で不整形を呈するわざかに傾斜をもつ平坦面が検出された。東側は掘り方外へ連続し、西側は、掘り方の西端で一致する。最大幅1.3m、掘り方の東端から西端まで44mを測る。東側の溝の西側で不整形の浅い土壤を検出した。径50cm～80cm、深さ8cm～30cmを測る。遺物は、小土壙付近で弥生式土器片数点が出土した。

本遺構は、掘り方の形状も明確でなく、遺物も少量であるため、性格時期については明らかにすることは困難であるが、住居跡の可能性がある。

土 壤（第5図）

住居跡状遺構の北側に接して、掘り方をわざかに切り合っている。幅54cm～80cm、長さ118cm～130cm、深さは、地山が傾斜しているため一定しないが140cm～89cmを測り、長軸はN 28° Wをとる。底面は平坦としており、中央より小ビット1を検出した。小ビットは径24cm～30cm、深さ51cm～53cmを測る。遺物は出土しなかった。

本遺構は、遺物が出土していないため、性格、時期については明らかにできないが、墓壙の可能性がある。

(3) 検出の遺物

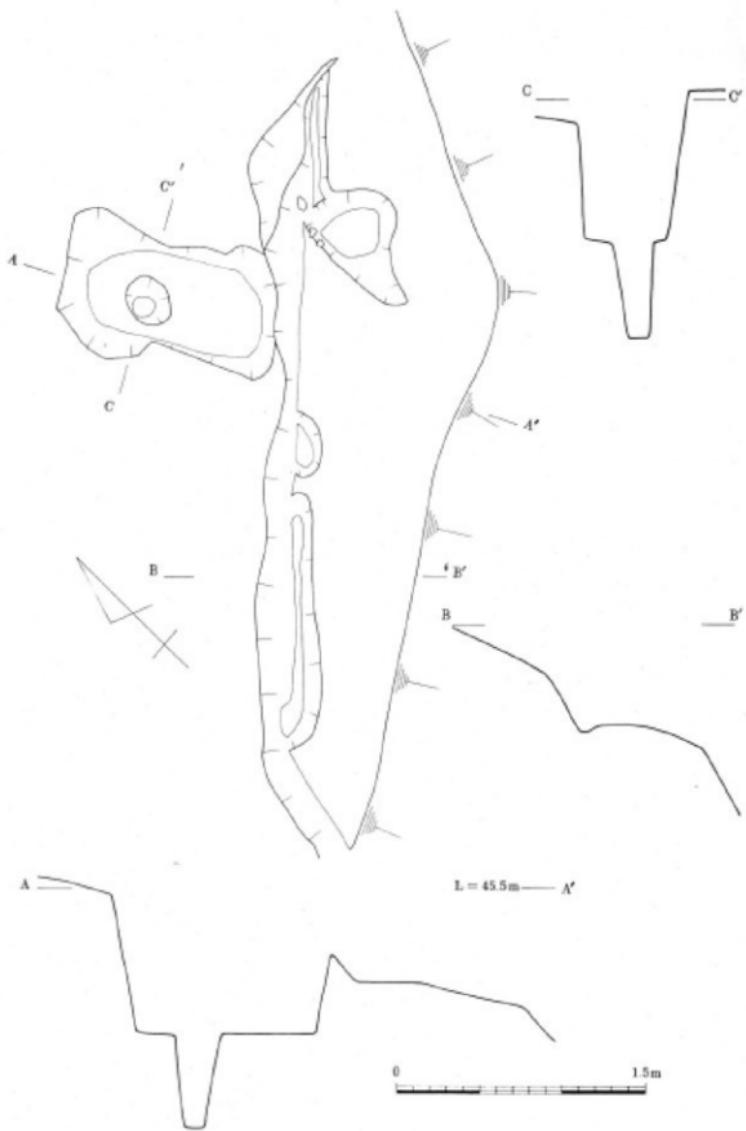
本遺跡内出土の遺物は、総量は少なく、大部分は住居跡及び住居跡遺構内から出土し、他の調査区内からは、少量の土器片が出土したのみである。この内、土器の内器形がうかがえるのは少量であった。

土 器（第6図1～7）

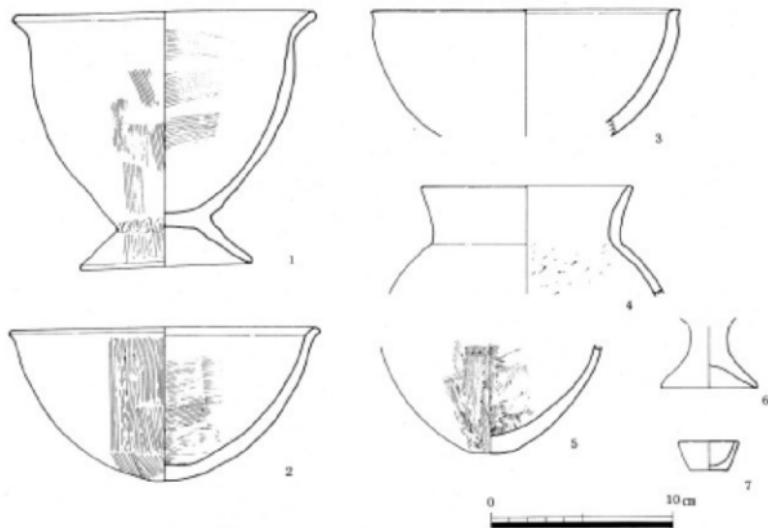
1～3、6は住居跡内から、4、5は住居跡状遺構内より出土した弥生式土器である。7は、調査区内より出土した近世の考えられるミニチュアである。

1は、ほぼ完形の台付鉢形土器である。口径15.3cm、底径9.5cm、器高14.4cmを測る。外上方へ延びる口縁部の端部は外反し、丸くおさめている。台部は貼り付けており、接合部は指頭によって抑えている。口縁部は内外面とも横ナデ、体部は内外面ともハケ目調整を施している。内面底部は、指頭による押さえを施している。台部内面は磨減のため調整不明である。内外面とも赤褐色を呈し、胎土、焼成とも良好である。

2は、鉢形土器である。口径16.8cm、器高8.7cmを測る。外上方へ延びる口縁部の端部はわずかに外反し、平たくまとめている。口縁部内外面は横ナデ、体部は内外面ともていねいなハケ目調整を施している。底部は丸底としている。内外面とも赤褐色を呈し、胎土、焼成とも良好である。3は、鉢形土器である。底部を欠失し、口径16.9cmを測る。磨減が著しいため調整について明瞭に見られないが、体部はハケ目調整と考え



第5図 九郎杖遺跡住居状造構及び土壤実測図

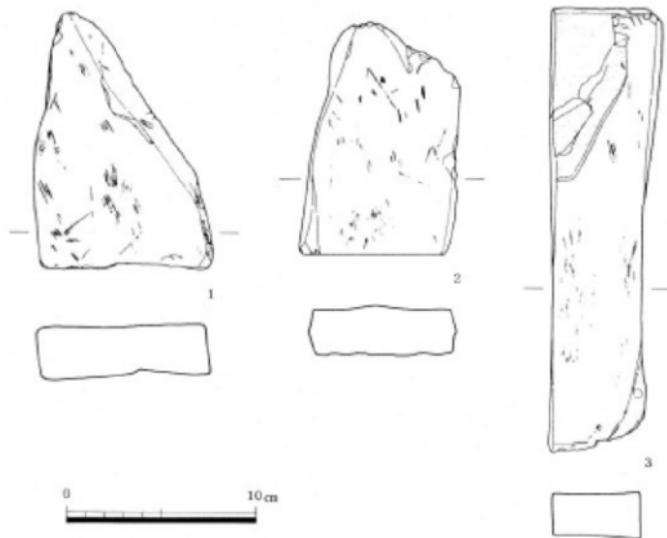


第6図 九郎杖遺跡出土土器実測図

られる。内外面とも赤褐色を呈し、胎土は良好であるが、焼成は軟調である。4は、壺形土器の口縁部である。口径11.3cmを測る。外反する口縁部は、器厚を減じつつ端部に至り、平たくおさめている。口縁部は内外面とも横ナデ、頸部屈曲部以下は、内面はヘラ削りの後粗いナデ、外面は磨滅のため不明である。内外面とも橙褐色を呈し、胎土は砂粒が多く、焼成は軟調である。5は、壺形土器の底部である。ほとんど丸底に近い形状を呈し、底径2.5cmを測る。内外面ともクシ歯状工具による調整を施している。内外面とも赤褐色を呈し、胎土は良好であるが、焼成は軟調で剥落が著しい。6は、壺又は鉢の脚部と考えられる。底径5.3cmを測る。「ハの字」状に開く形状を呈し、端部は鋭くおさめている。磨滅が見られ調整は明瞭ではないが、内外面ともヘラによるナデ調整と考えられる。内外面とも淡褐色を呈し、胎土は良好であるが、焼成は若干軟調である。7は、ミニチュアの椀である。口径3.3cm、底径2.1cm、器高1.7cmを測る。外上方へ延びる口縁部の端部は丸くおさめている。内外面ともナデ調整底部は糸切りである。内外面とも橙褐色を呈し、胎土、焼成とも良好である。

砥石（第7図1～3）

全て、住居跡内床面から出土したものである。1は、長さ14.1cm、最大幅9.1cm、厚さ2.9cmを測る。材質は、粘板岩である。使用面は、広口面は4面、小口面は部分的に見られる。2は、長さ12.7cm、最大幅7.9cm、厚さ2.7cmを測る。材質は、粘板岩である。広口面のみを4面とも使用している。3は、長さ24.3cm、最大幅5.8cm、厚さ2.6cmを測る。材質は、粘板岩である。広口面の4面とも使用している。火をうけて剥離した部分がある。



第7図 九郎杖遺跡出土砥石実測図

(4) ま と め

今回の調査によって、竪穴式住居跡1軒、住居跡状造構1、土壤1が検出された。住居跡状造構、土壤は、性格が明らかにできないため、ここでは住居跡について述べることでまとめとしたい。

検出した住居跡の前後には、平坦な尾根が展開しており、過去に烟として利用された痕跡が見られた。しかし、遺物の出土が住居跡周辺に限られていること、他に柱穴、壁溝等、住居を想定させる造構が見られないことなどから、本遺跡は、住居跡1軒が単独に存在したものと言えるであろう。

掘り方の検出状況から、次のことが指摘できる。①掘り方は、1次、2次の掘り方が考えられる。②壁溝が外側の掘り方まで連続して見られる。③主柱穴は、2本1組としてとらえられ、その規模はほぼ類似している。④主柱穴の規模から、床面を掘り下げたとは考えにくい。⑤主柱穴の配置から、南北の壁を拡張したとは考えられない。⑥断面観察からも、途中からの掘り込みは見られない。これらのことから、本住居は、少なくとも1回の建て替えを行っており、建て替えに際しては東西方向に拡張したと考えられよう。

柱穴の配置は、2本1組ととらえることができることから、本住居は、4本柱の住居と考えられる。各柱穴がいずれの掘り方に伴うかは明確ではないが、掘り方と柱穴副柱穴の位置関係から考えれば、柱穴は東西両側へ移動したと考えられよう。なお、副柱穴の有無から東側が入口と考えられる。

本住居は、焼失したことが確認された。しかし、炭化材の遺存状態は良好とは言えず、床面での分布状態も偏っており、部分的な火災であったことがうかがわれる。炭化材は、わずかに垂木状を呈するように検出されるにすぎず上屋構造を推定することは困難である。

次に、住居の立地であるが、本住居は尾根上のわざかに鞍部の、尾根の幅が狭くなるあたりで検出されている。従って住居を作るに際して十分な広さを確保できず、南側の一部を盛り土としていることが確認された。このような位置は、尾根の中でも条件の悪い位置と考えざるを得ないものである。従って、住居を構築するに際して、意識的にこのような位置を選んだと考えられる。これに類似した位置に検出した例は、市域では末光遺跡B地点4号住居、此山遺跡検出住居、大谷遺跡A地点2、4号住居、中畦遺跡1号住居があげられ、必ずしも本例が特殊ではないことがうかがわれる。各例について検討すれば、各住居の規模、構造について類似点が見られない。末光例、大谷例^①中畦例は焼失していることが指摘される。文中畦例からはガラス製勾玉が、大谷例からは周囲とは異なる土器が出土している。さらに、各例の住居内出土の遺物は少ないことが指摘される。これらのことから、これらの住居はあるいは祭祀に関連するのではないかとも推測されるが、現時点では類例が十分ではないため、十分な資料の蓄積をまって検討を進めたい。

さて、本住居の築造年代であるが、出土した土器にその手がかりを求めることができる。出土した土器は少量であるが、完形品2点を含んでいる。これらの土器の特徴は、器壁にていねいなハケ目が見られること。壺形土器の内面はヘラ削りが施され、「くの字」状の口縁部はうすくなりつつ外反することが指摘できる。このような特徴から上深川Ⅲ類に類似しているといえよう。又、砥石が出土していることから鉄器の普及がうかがえる。以上のことから本住居の築造年代は、弥生時代後期後半と考えられよう。

さて、弥生時代後期になると、太田川下流域における遺跡は急増する傾向を示している。このことは、この時期に入って、この地域の開発が急速に進んだことを示している。現在までの発掘調査から、この時期の集落は小規模であり、小尾根に点在していることが指摘され、「弥生時代の遺跡が—中略—低地に存在^(注1)し、後期になると大規模化していくのとは様相を異にしている。」これは、「農業に適した沖積低地が少な^(注2)く、耕地も拡大でき」なかったためと考えられている。本例は、この傾向と軌を一にしているものと考えられ、両側の狭小な谷を生産基盤として成立した住居と考えられよう。ただ、他の例が、小規模ながら複数の集落であるのに対し、本例は1軒のみで存在しているようであり、このようなあり方の意味は立地の問題も含めて将来の課題として残されているといえよう。

(注1) 河瀬正利「第1章歴史のあけぼの」

広島市編『高場町史』昭和54年3月

(注2) 同上



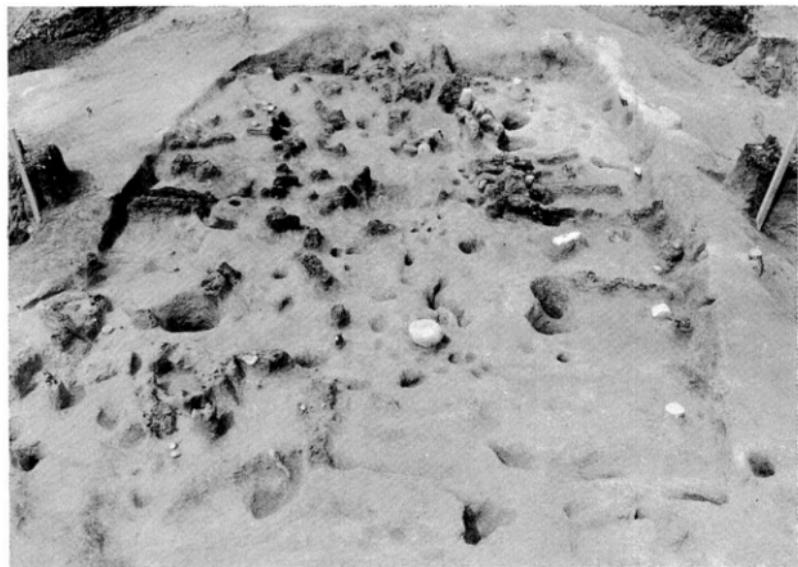
遺跡全景（調査中）



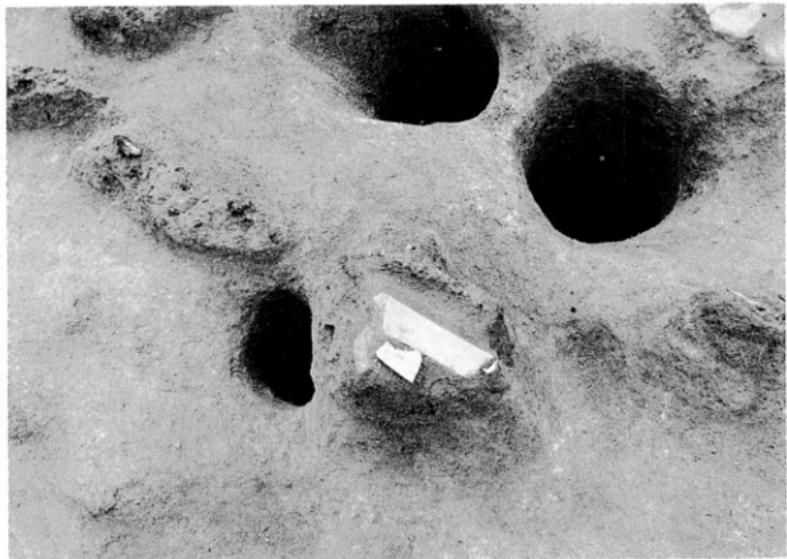
九郎杖遺跡居住跡（北より）



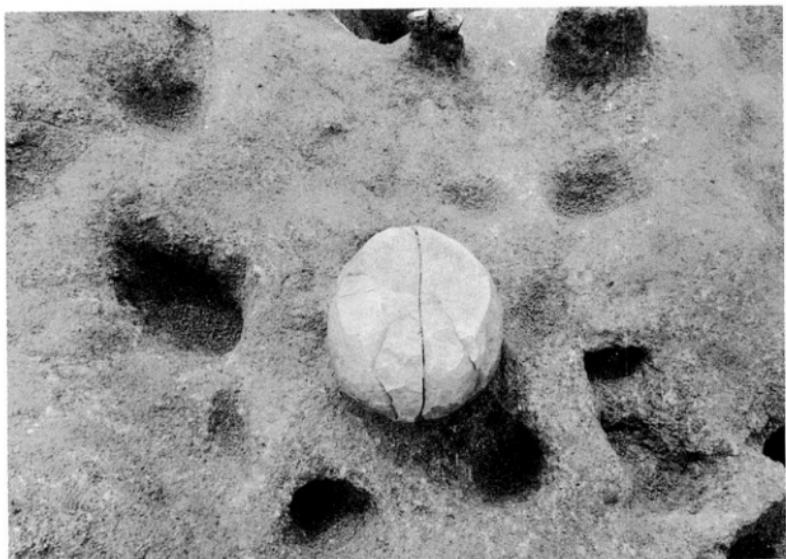
a. 九郎杖遺跡住居跡（西より）



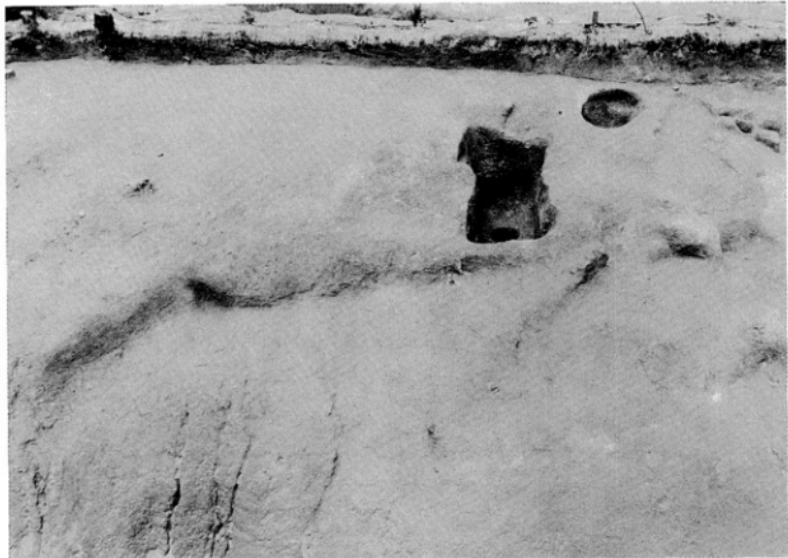
b. 同 上（東より）



a. 九郎杖遺跡住居跡遺物出土状態（北より）



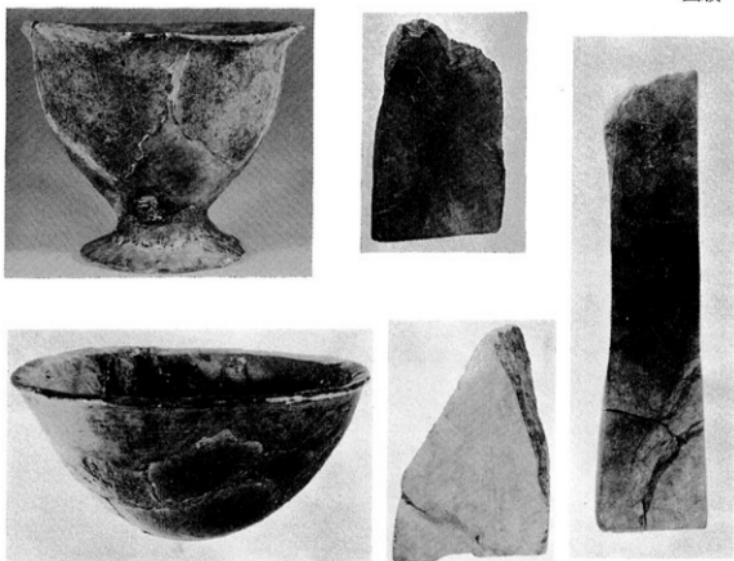
b. 同 上 （北より）



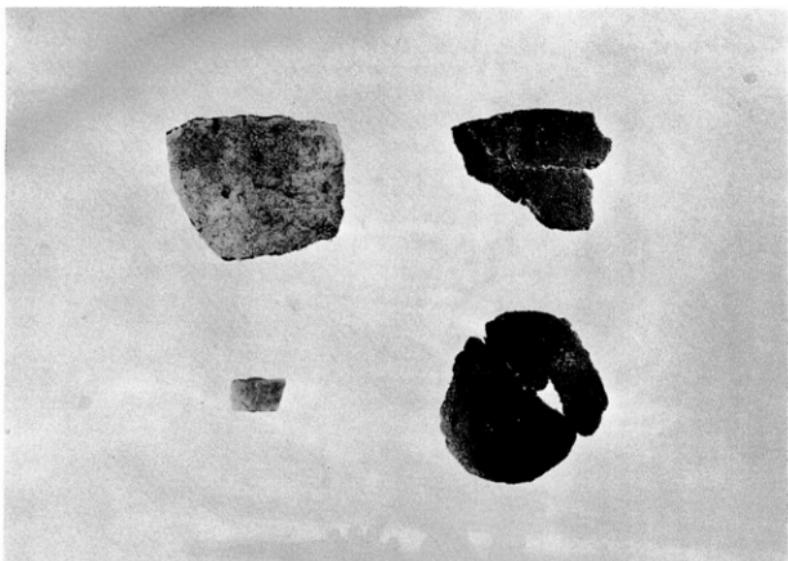
a. 九郎杖遺跡住居跡状遺構及び土壤（南より）



b. 同上（北より）



a. 九郎杖遺跡住居跡出土遺物



b. 九郎杖遺跡出土遺物

広島市の文化財 第 26 集

広島市安佐南区祇園町所在

九郎杖遺跡・椎地遺跡発掘調査報告

1984年3月

編集行 広島市教育委員会
(社会教育部社会教育課)
広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
TEL (082) 245-2111 (代)

印刷所 電子印刷株式会社
広島市中区祇園町一丁目1番5号
TEL (082) 232-3770